

無料法律相談の受付方法が 6月から予約制に変わります。

毎月5日(土・日曜日、祝祭日に当たる場合は翌日)に実施している無料法律相談の受け付けが**予約制**に変わります。

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 受付時間 | 午前9時から午後4時まで (土・日曜日、祝祭日を除く) |
| 受付担当 | 市民生活課窓口担当(内線112・114) |
| 受付方法 | 直接または電話で予約してください。 ①氏名②住所③連絡先(電話番号)④予約時間 |
| 相談場所 | 市役所 2階 第一会議室 |
| 相談者定員 | 8名 |
| 相談時間 | 午後1時から4時まで 相談時間は1人20分程度を予定しています。 予約時間の10分前には受付窓口にご来庁ください。 |
| 対象者 | 都留市に住民登録をしている人 |
| ※予約制は、6月7日(月)の無料法律相談日から実施します。申し込みについては、5月17日(月)から開始します。 なお、7月以降の予約については、毎月相談日翌日(土・日曜日、祝祭日は除く)から受け付けを行います。 | |
| 問合せ先 | 市民生活課 窓口担当 |



暮らしに役立つ情報

「架空請求・おれおれ詐偽が多発、ご注意を」



身に覚えのない債権回収業者や、同様の会社名を装ったの案内(ヤミ金融)、また孫を装って現金を振り込ませる「おれおれ詐偽」といった、若者や主婦、高齢者を狙った新手の消費者被害が続発しています。利用した覚えがなく、おかしいと思ったら、相手に電話などで連絡しないで、警察署または消費者センターなどに相談するようにしましょう。

相談窓口連絡先

都留警察署生活安全課係 ☎(45)0110
山梨県消費生活センター ☎055(235)8455
同 地方分室 ☎0555(24)9030

「薬物乱用防止活動」



少年の薬物乱用は、ここ数年、中・高校生にも蔓延するなど極めて深刻な状況にあります。県内においては、昨年は覚せい剤など薬物などの乱用により、少年22名が検挙されております。

こうした背景には、少年の薬物使用に対する害悪の認識不足や薬物使用をファッションにとらえたり、「薬物の使用は個人の自由」などと間違った考え方が乱用増加の要因となっております。

警察では、こうした少年にまで蔓延する薬物汚染を防止するため、関係機関・団体などと連携し、街頭補導やキャンペーン及び「薬物乱用防止広報車」を活用した薬物乱用防止教室の開催などの広報活動を推進しております。

家庭や地域におきましても、このような薬物汚染の現状を認識していただき、少年が薬物に染まらないように、ご指導、ご協力をお願いいたします。

問合せ先

警察本部生活安全企画課
☎055(235)2121